

営利業務に従事する弁護士に対する指導・監督に関する基準の概要

- 1 日弁連は、営利業務に従事する弁護士の品位を維持し弁護士会に対する社会的な信頼を確保するために、これに従事する弁護士に対し適切に指導・監督するための基準を日弁連の規則として制定する。
- 2 日弁連及び弁護士会は、営利業務に従事する弁護士に対し、法令及び弁護士会等の会則による他次に掲げる基準に従い、営利業務及び弁護士の職務が適正に行われるよう指導・監督するものとする。
- 3 指導・監督に関する基準
 - (1) 情報の不当利用の禁止
弁護士は、営利業務に従事する場合において、弁護士の職務上知った秘密その他の情報を営利業務に不当に利用してはならず、又営利業務上知った秘密その他の情報を弁護士の職務に不当に利用してはならないこと。
 - (2) 利益相反行為の禁止
弁護士は、営利業務に従事する場合において、法令に基づいてするときその他正当な理由があるときを除き、営利業務に際し、弁護士として受任している事件の依頼者の利益と相反する行為をしたり、弁護士の職務に際し、営利業務を営む者の利益と相反する行為をしてはならないこと。
 - (3) 係争権利を譲り受ける行為の禁止
弁護士は、営利業務に従事する場合において、弁護士の職務において取り扱った係争権利に関し、法令に基づいてするときその他正当な理由があるときを除き、営利業務において係争権利を譲り受け又は譲り受けさせることをしてはならないこと。
 - (4) 勧誘の禁止
弁護士は、営利業務に従事する場合において、営利業務に際し、当該営利業務外の弁護士としての職務を依頼するよう勧誘し、当該営利業務外の弁護士としての職務に際し、不当に営利業務の活動を行うことをしてはならないこと。
 - (5) 地位の不当利用の禁止
弁護士は、営利業務に従事する場合において、弁護士の地位を不当に利用して営利業務を行ってはならず、営利業務に従事する場合において、営利業務に従事する地位を不当に利用して弁護士の職務を行ってはならず、営利業務に従事した場合において、営利業務に従事していた地位を不当に利用して弁護士の職務を行ってはならないこと。
 - (6) 品位を損なう行為の禁止
弁護士は、営利業務を行うに際し、上記以外でも弁護士としての品位を損なう行為をしてはならないこと。